

資料2

砂川市庁舎建設検討審議会条例

(設置)

第1条 本市の庁舎建設に関し必要な事項を調査審議するため、砂川市庁舎建設検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 庁舎建設の基本構想に関すること。
- (2) 庁舎建設の基本計画に関すること。
- (3) その他庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市内各種団体を代表する者
 - (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長の諮問に対する最終的な答申が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部市長公室課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例（平成10年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中「行政改革推進委員会委員」の項の次に次のように加える。

庁舎建設検討審議会委員	日額 4,800
-------------	----------